

九州運輸局管内自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

支出負担行為担当官 九州運輸局長 原田 修吾 及び独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部長 無田 学(以下、「発注者」といいます。)と (以下、「受注者」といいます。)とは、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下、「保安管理業務」といいます。）の委託について、以下契約書のとおり契約を締結します。

なお、本委託契約の履行細目は別紙仕様書に基づくものとします。

第1条（契約対象電気工作物の概要）

1 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称 : 別紙仕様書のとおり
- (2) 事業場の所在地 : 別紙仕様書のとおり
- (3) 需要設備
 - ア. 設備容量 : 別紙仕様書のとおり（キロボルトアンペア）
 - イ. 受電電圧 : 別紙仕様書のとおり（ボルト）

第2条（委託業務の内容）

1 受注者が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとします。

- (1)前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は、別紙「点検、測定及び試験の基準等」のとおり)を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、取るべき措置について発注者に報告すること。
- (2)電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合において、発注者若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につき取るべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3)電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4)前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、手続き助言を行うこと。
- (5)前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じその取るべきその作成及び措置について発注者に報告すること。
- (6)前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、別紙「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じ、その取るべき措置について発注者に報告すること。

2 前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。

これに関し、発注者の求めに応じ受注者は助言を行うこととします。このほか、受注者が当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言ができるものとします。

- (1)取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
 - (2)取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
 - (3)点検時現場に設置されていない移動用機器等
 - (4)構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
 - (5)点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
 - (6)高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - (7)業務上の都合等発注者の事由で、受注者が立ち入りできない場所に設置された機器等
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとします。

第3条(点検の頻度と監視装置)

第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検内容、点検頻度は別紙によるものとします。ただし、年次点検Aには月次点検が含まれます。

第4条(委託手数料)

- 1 第2条第1項第1号から第3号に掲げる業務に対する手数料は、円（年額、消費税等を除く）とします。

ただし、第2条第1項第1号に定める業務を平日の受注者の執務時間以外に実施する場合の手料は、別に受注者の定める規定によりその都度算定します。

基準月額手数料 別紙のとおり（消費税等を含む）

基準年額手数料 別紙のとおり（消費税等を含む）
- 2 前項以外の手料は、受注者の別に定める規定によりその都度算定します。

第5条(支払条件等)

- 1 発注者は次の支払条件により、前条の手料を受注者に支払うものとします。

なお、本業務の支払は3ヵ月に1回（年4回 6・9・12・3月の期間終了後）とする。
- 2 発注者の受注者に対する支払いは、原則として受注者の指定する金融機関に払い込むものとします。
- 3 契約が消滅し、又は変更した場合は、必要に応じて手料の精算をするものとします。
- 4 前各項の手料には、消費税法及び地方税法に定める税率で算定した消費税額を別途加算するものとします。

第6条(連絡責任者等)

- 1 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して、受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。

- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとします。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてはめるものとします。

第7条(発注者及び受注者の協力及び義務)

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- 2 受注者は保安管理業務を誠実にを行うものとします。

第8条(保安業務担当者の資格等)

- 1 発注者は、受注者と委託契約を締結する際に受注者の保安業務担当者と面接等を行い本人確認を行うものとします。
- 2 発注者は、受注者の保安業務担当者等が点検等を行う際に、受注者の保安業務担当者等が提示する身分証明書により本人であることを確認することとします。
- 3 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- 4 受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者にお知らせするとともに、発注者は面接等により本人の確認を行うこととします。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とします。

第9条(記録の保存)

- 1 発注者は、受注者の保安業務担当者等が行う点検等の終了時に受注者の保安業務担当者から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を保存するものとします。

第10条(通知義務)

- 1 発注者は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに受注者に連絡するものとします。

第11条(損害賠償)

- 1 受注者の故意または過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとします。

ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

第 12 条(機密の保持)

- 1 受注者は業務上知り得た発注者の機密を他にもらさないものとします。当社では業務を遂行する上で必要な情報のみを取得します。
- 2 取得しました情報は保安管理業務以外の業務では使用しません。
また、取得した情報は、必要最小限の関係者のみが取り扱います。

第 13 条(契約期間内の更改)

- 1 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。
 - (1)設備容量が変更された場合
 - (2)受電電圧が変更された場合
 - (3)発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4)発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (5)配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (6)発注者が保安規程を変更する場合
 - (7)受注者が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

第 14 条(契約の解除等)

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができるものとします。
 - (1)発注者又は受注者の次のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合。
 - (2)発注者が手数料の支払いを遅滞した場合。
- 2 前項のほか、発注者受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1 箇月前迄にその旨文書により通知し、発注者受注者相互が合意したうえで解除できるものとします。
- 3 契約書第 1 条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
 - (1)廃止された場合
 - (2)外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
 - (3)一般用電気工作物となった場合
 - (4)受電電圧が 7,000 ボルトをこえた場合
 - (5)発電所の出力が 1,000 キロワットをこえた場合
 - (6)構外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトをこえた場合

第 15 条(契約期間)

- 1 この契約の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

第 16 条(契約事項等の解釈)

- 1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとします。

第 17 条（検査の特約）

1 発注者は、1 ヶ月間の保守完了日から 10 日以内に履行の確認を行わなければならないものとします。

第 18 条（代金支払の特約）

- 1 受注者は、前条の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができるものとします。
- 2 発注者は、請求があったときは、適正な支払い請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払わなければならないものとします。

第 19 条（履行遅延の場合における損害金等の特約）

- 1 受注者の責に帰すべき事由により期限内に履行ができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができるものとします。
- 2 前項の損害金の額は、委託代金から出来高部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年 3% の割合で計算した額とします。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」の定めるところにより、受注者に支払わなければならない。

第 20 条（権利義務譲渡等の特約）

- 1 受注者は、この契約によって生じる権利、義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとします。
ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではありません。

第 21 条（再委託禁止の特約）

- 1 受注者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者又は電気保安法人に再委託してはならないものとします。
- 2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

第 22 条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないものとします。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定

に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならないものとします。

第 23 条（発注者の解除権）

1 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方とし

ていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

以上契約の証として、この契約書を作成し、発注者、受注者が記名・捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

委託者（発注者） 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号
支出負担行為担当官
九州運輸局長 原田 修吾

福岡県福岡市東区千早三丁目10-40
独立行政法人自動車技術総合機構
九州検査部長 無田 学

受託者（受注者）